



運転に不安を感じている方へ

運転免許の自主返納

運転免許を受けた方が、その方の居住地を管轄する公安委員会に、ご自身の申し出により免許の取消しをする制度のことです。



- ◎ 必要なもの 運転免許証（有効期限内のもの）
 - ※ 本人による申請が原則です。ただし、来所することが困難な場合、ご家族の方等が代理申請できますので、運転者教育センターにご相談ください。
 - ◎ 受付窓口 お近くの運転者教育センター 又は 警察署
 - ◎ 受付時間 平日 午前 10 時～11 時 午後 2 時～3 時
（警察署は午前 8 時 30 分～午後 3 時）
 - ※ 日曜日は、福井県運転者教育センター（坂井市）と嶺南運転者教育センター（若狭町）のみで受付しています。ただし、事前に電話予約が必要です。
- 注意！** 返納された後は、車の運転はできません。車でお越しの際は必ず運転免許を持った方と一緒に来てください。

運転経歴証明書

運転免許を自主返納して5年以内の方が申請できる、公的な身分証明書です。提示することで様々なサービスを受けることができます。詳しくは自治体等にお問い合わせください。

注意！ 運転免許を失効した場合、運転経歴証明書を申請することはできません。

- ◎ 申請に必要なもの
 - 申請による運転免許の取消通知書
 - 印鑑
 - 交付手数料（1,100 円）
 - ※ 警察署の場合は 1,100 円分の県の証紙が必要です。
 - 警察署で手続きされる場合は
6か月以内に撮影した「証明写真」1 枚（縦3センチ×横2.4センチ）
- ◎ 受付窓口 お近くの運転者教育センター 又は 警察署
- ◎ 受付時間 自主返納の受付時間と同じ



お問い合わせ先

- 福井県運転者教育センター 0776-51-2820
- 奥越運転者教育センター 0779-66-7700
- 丹南運転者教育センター 0778-21-3613
- 嶺南運転者教育センター 0770-45-2121

